

諮問庁：秋田県知事

諮問日：令和5年3月29日（諮問第39号）

答申日：令和6年3月18日（答申第41号）

事件名：一時保護処分に関して一時保護委託先及び一時保護所が作成した行政文書の部分開示決定処分に対する審査請求に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、秋田県南児童相談所長が審査請求人について行った一時保護処分に関して一時保護委託先及び一時保護所が作成し、秋田県南児童相談所が保管する行政文書に記録された個人情報（以下「本件対象情報」という。）について、令和4年3月3日付け個人情報部分開示決定処分（以下「当初決定」という。）及び令和4年11月29日付け個人情報部分開示変更決定処分（以下「変更決定」という。）（以下当初決定及び変更決定を合わせて「本件処分」という。）において開示した部分以外について非開示としたことは妥当である。

### 第2 適用関係等

- 1 本件処分は、廃止前の秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号。令和5年4月1日廃止。以下「旧条例」という。）の規定に基づいて行われたものであるから、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秋田県条例第49号。令和5年4月1日施行）附則第4項の旧条例の廃止に伴う経過措置（旧条例に規定する個人情報の開示については、なお従前の例による。）により、旧条例の規定の適用について判断したものである。
- 2 実施機関は、本件審査請求が提起（令和4年6月10日付け）された後、職権で変更決定を行い、当初決定における非開示部分の一部を開示している。当審査会では、変更決定後も非開示となっている部分について、その妥当性について調査審議を行った。なお、本答申において「非開示部分」とは特に断りが無い場合、変更決定後も非開示となっている部分をいう。
- 3 本答申において非開示部分を示す方法は、別表・本件処分における非開示部分及び非開示理由の「通し番号」によるものとする。

### 第3 諮問に至る経緯

#### 1 開示請求の内容

審査請求人は、令和4年2月17日、旧条例第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、秋田県南児童相談所長が審査請求人について行った一時保護処分に関し、一時保護委託先及び一時保護所が作成し、秋田県南児童

相談所が保管する文書一式についての開示請求を行った。

## **2 実施機関の当初決定**

実施機関は、令和4年3月3日、上記1の開示請求に対し、旧条例第19条第2項の規定に基づき、部分開示決定処分（当初決定）を行い、審査請求人に通知した。

## **3 審査請求**

審査請求人は、令和4年6月10日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、当初決定を不服として実施機関に対し本件審査請求を行った。

## **4 実施機関の変更決定**

実施機関は、令和4年11月29日、旧条例第19条第2項の規定に基づき、職権で非公開部分を変更する決定処分（変更決定）を行い、当初決定での非開示部分の一部の開示を行い、審査請求人に通知した。

## **5 諮問**

審査庁は、令和5年3月29日、旧条例第30条第1項の規定に基づき、本件審査請求について、秋田県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

# **第4 審査請求人の主張の要旨**

## **1 本件審査請求の趣旨**

本件審査請求の趣旨は、本件対象情報に関して実施機関が行った当初決定について、その取り消しを求めるというものである。

## **2 本件審査請求の理由**

審査請求書において審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、次のとおりである。

審査請求人は、令和4年3月3日付けで、秋田県知事から当初決定を受け、同月11日、当初決定があったことを知った。

しかしながら、当初決定は、「開示することにより、児童相談所における相談指導等業務に支障をきたし、また、将来の同種の事務の目的が達成できなくなるおそれがあるため」、「児童虐待及びその内容に関する情報」を開示しないこととしているが、上記の「支障」の程度については、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要と解されており（大阪地裁平成20年1月31日判決）、さらに、これらの要件の判断にあたっては、個人情報開示請求をした者が当該情報を知る利益と、客観的に具体的に想定される当該情報を開示することにより生じる不利益とを比較考量して判断すべきものとされている（東京地裁平成25年2月7日判決）。

本件においては、成人となった審査請求人が、未成年の間に受けた一時保護処分に関し全ての情報を知る利益が、客観的具体的に想定される、当初決定によって不開示とされた情報を開示することにより生じる不利益よりも遙かに大きいものと考えられるから、当初決定は、旧条例第16条第7号の解釈・適用を誤った違法があるというべきである。

## 第5 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件対象情報について部分開示決定を行った理由を次のように説明している。

### (1) 不開示部分ごとの開示しない理由

個別の開示しないこととした部分(不開示部分)ごとの開示しない理由については別表・本件処分における不開示部分及び不開示理由に記載のとおりである。

### (2) 旧条例第16条第7号の該当性

個別の不開示理由については別表・本件処分における不開示部分及び不開示理由に記載のとおりであるが、以下では、本件処分の不開示情報を開示することにより、児童相談所における相談指導等業務に支障をきたし、また、将来の同種の事務の目的が達成できなくなるおそれがあるため旧条例第16条第7号に該当することについての総論を述べる。

#### ア 児童相談所の機能

児童相談所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保護するため同法第12条第1項の規定により設置されている機関である。

児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県等に設置される。

児童相談所の業務は、「相談援助活動」と総称され、家庭その他からの児童の福祉に関するしつけ、不登校等の児童育成上の問題に関するもの、児童の養護、虐待、非行等に関するもの、知的障害、自閉症等の障害に関するものなどの様々な問題等について相談に応じて、専門的立場から児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童及びその家庭に最も適した措置をとるもので、措置の決定に当たっては、常に児童の最善の利益が考慮される。

児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、児童福祉司その他の様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。

#### イ 関係機関等から収集する情報について

児童相談所においては、相談援助活動を効果的に実施するため、児童や保護者の問題の性質や生活環境等について、専門的・学問的知見に基づいて分析し、合理的見地から最善の処遇方針等を検討する必要性がある。このため、関係者や関係機関との密な連携による協力関係を構築し、児童や保護者についての情報を収集することは、相談援助活動を実施する上で非常に重要である。例えば、ケース検討会議は、通告の内容を受けて、児童相談所と関係機関との間で今後どのような方針により対応を行っていくことが適当かを判断するため必要な内容を協議しているものである。関係者や関係機関から収集され、記録される情報は、構築された協力関係によって提供されるもので、児童相談所以外に開示されることを想定しないで提供される率直な所見等が多く含まれる。

このような児童相談所の職員が関係者や関係機関から収集した情報を開示することとなれば、児童相談所への情報提供に消極的になったり、率直な所見等詳細な情報が提供されなくなるなどして、今後同種の相談援助業務において協力が得られなくなることや詳細な情報が十分に収集できなくなるのが具体的に想定され、児童相談所の相談援助業務に支障をきたす具体的なおそれがある。

#### ウ 児童相談所職員の所見等の記載について

前述のとおり児童相談所においては、相談援助活動を効果的に実施するため、児童や保護者の問題の性質や生活環境等について、専門的・学問的知見に基づいて分析し、合理的見地から最善の処遇方針等を検討する必要性がある。このため、各記録の作成に当たっては、単なる事実の記載ではなく、児童相談所が心理面接や相談援助活動実施時における対象児童や保護者の言動等を観察・分析していった評価や判断を記すこととして運用されている。

これらの情報は、児童相談所が本件児童に対する相談援助を進めるにあたり、担当の児童福祉司その他の児童相談所職員の医学的・心理学的・社会的見地による本件児童に関する率直な評価、判定、所見等をありのままに記載したものであるから、これを開示すると今後対象児童と同様の立場にある児童について詳細な記載ができなくなる、あるいは、当該情報を開示することにより、調査の過程又は基準が明らかになるなど、当該事務及び今後の同種事務の適正な執行に支障が生ずる

具体的なおそれがある。

#### エ 虐待通告者を特定できる情報について

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条は、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」と定めている。また、同法第7条は、「市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と定めている。例えば、虐待通告受付票に記載されている情報には、本件対象児童に対する虐待を通告した者を特定できる情報が含まれており、これは同法の定めるところにより児童相談所が外部に明らかにすることが禁じられているものである。

また、実質的にみても、各記録は虐待通告者から聴取した情報を基に記載されるものであり、その記載された内容から、虐待通告者がどのような情報を持つ者であるか、そこから虐待通告者が誰であるかが判明するおそれがある。虐待通告者は、「虐待でなかったらどうしよう」と通告することを躊躇する気持ちや、「恨まれたり、責任を問われるのではないか」と通告後の事態への危惧感から不安な心理状態で通告してくることが多く、虐待通告者が誰であるか、どのような内容で通告したのかを開示することによって、通告すること自体を躊躇わせ、萎縮させるおそれがあり、また、詳細な情報での通告が阻害されるおそれがある。

#### オ 結語

以上のとおり、本件処分の非開示情報を開示することにより、児童相談所における相談指導等業務に支障をきたすおそれというのは、「支障」の程度は決して名目的なものにとどまるものではなく、実質的なものであって、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が大きいと認められるものである。審査請求人の知る利益が本件処分の非開示情報を開示することにより生じる不利益よりも大きいとはいえない。

したがって、本件処分は、旧条例第16条第7号の解釈・適用を誤ったものではなく、適法になされたものである。

## 第6 調査審議の経過

### 1 令和5年 3月30日 諮問の受付

- 2 同 年 7月12日 審議
- 3 同 年 8月31日 指名委員による検討
- 4 同 年 9月26日 審議
- 5 同 年11月10日 実施機関による意見陳述
- 6 同 年12月13日 審議
- 7 令和6年 2月 2日 審議
- 8 同 年 3月18日 審議

## **第7 審査会の判断の理由**

### **1 本件対象情報及び本件処分について**

本件対象情報は、秋田県南児童相談所長が審査請求人について行った一時保護処分に関して一時保護委託先及び一時保護所が作成し、秋田県南児童相談所が保管する行政文書に記録された個人情報である。

実施機関は、本件処分において非開示部分が旧条例第16条第3号（開示請求者以外の個人情報）及び同条第7号（事務・事業情報）に該当するとしている。

### **2 旧条例第16条第3号の該当性について**

旧条例第16条第3号本文は、開示請求に係る個人情報の本人以外の個人の権利利益を保護する観点から、当該本人以外の個人に関する情報を開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれのある情報を非開示情報として規定している。

実施機関は、通し番号1、4、6、7、8に記載されている情報について同号が該当するとしている。

当審査会が当該非開示部分に記載されている情報について検分したところ、当該部分には〇〇〇〇〇の職員の氏名（通し番号1）、〇〇〇〇〇に入所している児童に関する情報（通し番号4、6、7、8）が記載されていることが確認できた。

これらの情報については、開示することによって、直接又は他の情報と結びつけることにより特定の個人を識別できる情報が明らかとなり、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められ、また、いずれの情報も旧条例第16条第3号の例外規定に該当しないことから、同情報につき実施機関が非開示としたことは妥当である。

### **3 旧条例第16条第7号の該当性について**

旧条例第16条第7号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものを非開示情報として規定している。同号の趣旨は、県の機関等が行う事務又は事業は、法令等に基

づき公益に適合するように行わなければならない、自らの判断と責任において適正に遂行することが求められていることから、開示することにより、これらの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、非開示とする合理的な理由があるとしたものである。

実施機関は、通し番号2、3、5に記載されている情報について同号が該当するとしている。

この点について審査請求人は、成人となった審査請求人が、未成年の間に受けた一時保護処分に関し全ての情報を知る利益が、客観的具体的に想定される、本件処分により非開示とされた情報を開示することにより生じる不利益よりも遥かに大きいものと考えられるから、本件処分は、旧条例第16条第7号の解釈・適用を誤った違法があるというべきであると主張する。

当審査会が当該非開示部分に記載されている情報について検分したところ、当該部分には本件児童（審査請求人）や関係者に関する率直な評価、判定、所見等が記載されていることが確認できた。

これらの情報については、本件児童（審査請求人）に関する率直な評価、判定、所見等をありのままに記載したものであるから、これを開示すると今後対象児童と同様の立場にある児童について詳細な記載ができなくなることなど、当該事務及び今後の同種事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### 4 結論

以上により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

なお、次のとおり付言する。

本件審査請求が提起されてから、実施機関が審査会に諮問するまでに9か月以上の期間を要している。対象となった個人情報を含む文書の分量が多いことや変更決定を行うための検討に時間を要したことなどの事情があるとはいえ、簡易迅速な手続を目的とする行政不服審査制度の趣旨にかなうものではない。実施機関においては適切かつ迅速な手続処理を行うことが望まれる。

#### 第8 答申に関与した委員

区分	氏名	職名
	小野寺 倫子	秋田大学教育文化学部准教授
会長	面山 恭子	弁護士
会長代理	加藤 謙	弁護士

	佐々木 俊 幸	弁護士
	鈴木 明 文	秋田県医師会顧問

※別表省略